

第 27 号

平成24年度山梨県一般会計予算

平成24年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 461,810,304 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	85,912,582
	1 県 民 税	33,576,400
	2 事 業 税	17,777,800
	3 地 方 消 費 税	8,278,600
	4 不 動 産 取 得 税	1,635,300
	5 県 た ば こ 税	1,860,500
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	843,100
	7 自 動 車 取 得 税	1,390,600
	8 軽 油 引 取 税	7,243,200
	9 自 動 車 税	13,261,100
	10 鉦 区 税	380
	11 固 定 資 産 税	2

	12 狩 獵 税	45,500
	13 旧法による税	100
2 地方消費税清算金		17,714,192
	1 地方消費税清算金	17,714,192
3 地方譲与税		12,757,001
	1 地方法人特別譲与税	11,049,000
	2 地方揮発油譲与税	1,584,000
	3 石油ガス譲与税	124,000
	4 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		262,000
	1 地方特例交付金	262,000
5 地方交付税		131,585,000
	1 地方交付税	131,585,000
6 交通安全対策特別交付金		357,000

	1 交通安全対策 特別交付金	357,000
7 分担金及び負担金		2,884,609
	1 負担金	2,884,609
8 使用料及び手数料		6,058,170
	1 使用料	4,435,090
	2 手数料	1,623,080
9 国庫支出金		53,924,109
	1 国庫負担金	18,486,275
	2 国庫補助金	34,606,618
	3 国庫委託金	831,216
10 財産収入		499,921
	1 財産運用収入	267,409
	2 財産売却収入	232,512
11 寄附金		66,403

	1 寄 附 金	66,403
12 繰 入 金		51,902,288
	1 特別会計繰入金	34,411,349
	2 基金繰入金	17,490,939
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		28,769,028
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等	281,246
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	56,436
	3 貸付金等償還金	23,271,404
	4 受託事業収入	1,750,723
	5 収益事業収入	2,877,794
	6 利子割精算金収入	15,787
	7 雑 入	515,638

15 県	債		69,118,000	
		1 県	債	69,118,000
歳	入	合	計	461,810,304

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,017,141
	1 議 会 費	1,017,141
2 総 務 費		29,928,756
	1 総 務 管 理 費	11,982,425
	2 企 画 費	10,060,461
	3 徴 税 費	4,241,629
	4 市 町 村 振 興 費	1,502,025
	5 選 挙 費	13,805
	6 防 災 費	1,495,401
	7 統 計 調 査 費	338,218
	8 人 事 委 員 会 費	126,307
	9 監 査 委 員 費	168,485



3 民 生 費		49,435,954
	1 社 会 福 祉 費	37,711,636
	2 児 童 福 祉 費	10,586,276
	3 生 活 保 護 費	957,002
	4 災 害 救 助 費	181,040
4 衛 生 費		22,100,128
	1 公 衆 衛 生 費	4,503,668
	2 環 境 衛 生 費	5,054,399
	3 保 健 所 費	1,082,934
	4 医 薬 費	11,459,127
5 劳 働 費		4,058,836
	1 劳 政 費	173,676
	2 職 業 訓 練 費	1,698,420
	3 劳 働 力 对 策 費	2,104,337

	4 労働委員会費	82,403
6 農林水産業費		28,503,516
	1 農業水産業費	4,638,683
	2 畜産業費	1,123,791
	3 農地費	10,303,150
	4 林業費	12,437,892
7 商工費		42,694,690
	1 商工費	41,831,581
	2 観光費	863,109
8 土木費		60,994,060
	1 土木管理費	3,030,874
	2 道路橋りょう費	32,637,566
	3 河川砂防費	10,739,982
	4 都市計画費	8,663,480

	5 住 宅 費	5,922,158
9 警 察 費		21,693,622
	1 警 察 管 理 費	19,677,064
	2 警 察 活 動 費	2,016,558
10 教 育 費		93,618,660
	1 教 育 総 務 費	11,956,853
	2 小 学 校 費	28,130,982
	3 中 学 校 費	16,631,947
	4 高 等 学 校 費	19,327,567
	5 特 別 支 援 学 校 費	6,546,732
	6 社 会 教 育 費	3,958,590
	7 保 健 体 育 費	673,319
	8 大 学 費	1,135,623
	9 私 学 振 興 費	5,257,047

11 災 害 復 旧 費		3,366,183
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	624,976
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,741,207
12 公 債 費		85,099,999
	1 公 債 費	85,099,999
13 諸 支 出 金		19,258,759
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	10,725
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	316
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金	1,019
	4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	15,712
	5 諸 費	19,230,987
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歲 出 合 計		461,810,304

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商工費	1 商工費	ジュエリーミュージアム 整備事業費	271,766	平成24年度	81,530
				平成25年度	190,236

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成24年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	平成24年度から平成34年度まで	8,145,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
電子申請受付共同事業について山梨県市町村総合事務組合と協定を締結すること。	平成24年度から平成29年度まで	168,270 千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成25年度	9,296 千円
別館改修工事の設計について委託契約を締結すること。	平成25年度	53,821 千円
平成24年度に銀行その他の金融機関が、財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成24年度から平成36年度まで	2,695,755千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
国庫補助障害防止対策治山事業について請負契約を締結すること。	平成25年度	59,690 千円
山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、貸付けを行うこと。	平成24年度	300,000 千円

<p>県内中小企業者等の燃料電池関連分野における新技術、新製品の研究開発事業（燃料電池関連産業集積・育成支援事業）に対し助成すること。</p>	<p>平成24年度から 平成25年度まで</p>	<p>30,000 千円</p>
<p>山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成24年度から 平成41年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>

県内中小企業者等の成長分野における新技術、新製品の研究開発事業（産業振興事業）に対し助成すること。	平成24年度から 平成25年度まで	70,000 千円
緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース）について委託契約を締結すること。	平成25年度	26,460 千円
平成24年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成24年度から 平成34年度まで	285,793千円を限度額として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成24年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成25年度から 平成44年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
平成24年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	平成25年度から 平成29年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
平成24年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成25年度から 平成39年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成24年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成25年度から 平成34年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成24年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成25年度から 平成49年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内



平成24年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成25年度から平成39年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
平成24年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	平成25年度から平成37年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.26%以内
国庫補助農地防災事業（県営ため池等整備事業）について請負契約を締結すること。	平成25年度	240,000 千円
国庫補助農地防災事業（中山間地域総合農地防災事業）について請負契約を締結すること。	平成25年度	70,000 千円
平成24年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成24年度から平成33年度まで	3,057,428千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
一般国道140号万力トンネル（仮称）新設工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成25年度から平成26年度まで	1,600,000 千円
一般国道140号道路改良工事1工区（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円
一般国道140号道路改良工事2工区（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円

一般国道139号上和田トンネル（仮称）新設工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成25年度から 平成26年度まで	500,000 千円
一般国道139号舗装工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	300,000 千円
一般国道411号上萩原1号トンネル（仮称）新設工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	350,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	150,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	350,000 千円
主要地方道市川三郷身延線道路改良工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円
一般国道411号上萩1号橋（仮称）上部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	90,000 千円
一般国道411号上萩2号橋（仮称）上部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	60,000 千円

一般国道411号砂田跨線橋（仮称）新設工事1工区（甲府市）について東海旅客鉄道株式会社と協定を締結すること。	平成25年度から平成26年度まで	1,100,000 千円
一般国道411号砂田跨線橋（仮称）上部工事1工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	200,000 千円
一般国道411号砂田跨線橋（仮称）下部工事2工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円
一般国道411号砂田跨線橋（仮称）上部工事2工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	500,000 千円
一般国道411号親川橋（仮称）下部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円
一般国道411号笛吹橋拡幅工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	250,000 千円
主要地方道葦崎南アルプス中央線浅原橋床版工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	300,000 千円
主要地方道北杜八ヶ岳公園線1・2号橋（仮称）下部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	150,000 千円

主要地方道北杜八ヶ岳公園線1・2号橋（仮称）上部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成25年度から 平成26年度まで	450,000 千円
一般県道粟倉飯富線早川橋下部工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円
一般県道粟倉飯富線早川橋上部工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成25年度から 平成26年度まで	700,000 千円
一般県道台ヶ原長坂線花水橋下部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	150,000 千円
一般県道台ヶ原長坂線花水橋上部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成25年度から 平成26年度まで	150,000 千円
一般県道高畑谷村停車場線新院辺橋（仮称）下部工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	220,000 千円
一般県道内船停車場線南部橋旧橋撤去工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	250,000 千円
一般県道日野春停車場線下和田橋下部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	30,000 千円

一般県道日野春停車場線下和田橋上部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	50,000 千円
一般県道高瀬福土線大堀川橋（仮称）新設工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	50,000 千円
一般県道遅沢静川線宮窪トンネル（仮称）新設工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	250,000 千円
中部横断自動車道工事用道路新設工事1工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	294,000 千円
中部横断自動車道工事用道路新設工事2工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	110,000 千円
中部横断自動車道工事用道路新設工事3工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	350,000 千円
一般国道141号電線共同溝工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	120,000 千円
一般国道358号災害防除工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円

一般国道358号下曾根橋、穂池橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円
一般国道139号大和橋、神宮橋、陣出橋、井戸地下橋及び此処見橋補修工事（大月市、北都留郡小菅村）について請負契約を締結すること。	平成25年度	60,000 千円
一般国道411号大常木橋、新羽根戸橋、船越橋及び6号栈道橋補修工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成25年度	60,000 千円
一般国道411号甲運橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	30,000 千円
主要地方道甲府南アルプス線開国橋補修工事（南アルプス市、甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円
主要地方道都留道志線八幡橋、上谷跨道橋補修工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	18,000 千円
主要地方道上野原丹波山線高尾橋、飯尾橋及び新山王橋補修工事（上野原市、北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成25年度	30,000 千円

主要地方道上野原あきる野線新宮下橋、桐原大橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	90,000 千円
一級河川鎌田川今川橋架替工事（中央市）について東海旅客鉄道株式会社と協定を締結すること。	平成25年度から 平成29年度まで	3,900,000 千円
一級河川十郎川基幹河川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	50,000 千円
一級河川藤川基幹河川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度から 平成26年度まで	900,000 千円
一級河川平等川（下流）基幹河川改修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	30,000 千円
一級河川平等川（下流）基幹河川改修工事1工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	30,000 千円
一級河川平等川（下流）基幹河川改修工事2工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	30,000 千円
一級河川平等川（下流）基幹河川改修工事3工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成25年度	30,000 千円

一級河川平等川（下流）基幹河川改修工事 4工区（甲府市）について請負契約を締結 すること。	平成25年度	40,000 千円
一級河川平等川（下流）基幹河川改修工事 5工区（甲府市）について請負契約を締結 すること。	平成25年度	40,000 千円
一級河川間門川改修工事（甲府市）につい て請負契約を締結すること。	平成25年度	100,000 千円
一級河川流川改修工事（甲府市）につい て請負契約を締結すること。	平成25年度	50,000 千円
総合河川情報システム構築について委託契 約を締結すること。	平成25年度	200,000 千円
県営住宅岩下団地建替工事（韮崎市）につ いて請負契約を締結すること。	平成25年度	484,000 千円
東部地域総合制高校建設工事の設計につい て委託契約を締結すること。	平成25年度	106,619 千円
警察本部情報管理システム機器等の賃借に ついて契約を締結すること。	平成24年度から 平成30年度まで	81,455 千円
警察ヘリコプターテレビシステム地上設備 更新工事について請負契約を締結すること。	平成25年度	144,336 千円



警察本部通信指令システム機器等の賃借について契約を締結すること。	平成24年度から 平成30年度まで	774,654 千円
警察本部事件対策システム構築について委託契約を締結すること。	平成25年度	82,015 千円
警察本部総合指揮システム構築について委託契約を締結すること。	平成25年度	95,500 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,747,000	普通貸借又行 は債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	2,680,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	7,529,000	同上	同上	同上
河川砂防費	3,091,000	同上	同上	同上
都市計画費	1,007,000	同上	同上	同上
住宅費	641,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	4,263,000	同上	同上	同上

災害復旧費	1,184,000	同	上	同	上	同	上
アスベスト含有 県有施設管理費	99,000	同	上	同	上	同	上
リニア見学センター 整備費	86,000	同	上	同	上	同	上
県庁舎耐震化等整備費	372,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線整備費	24,000	同	上	同	上	同	上
消防学校整備費	373,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	105,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,400,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金 拠出金	9,000	同	上	同	上	同	上
武田の杜整備費	60,000	同	上	同	上	同	上
ジュエリーミュージアム 整備費	28,000	同	上	同	上	同	上
産業技術短期大学 整備費	59,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	4,628,000	同	上	同	上	同	上

自然災害防止事業費	362,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	626,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	1,260,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	142,000	同	上	同	上	同	上
県立図書館整備費	237,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等建設費	42,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	38,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舍 建設費	50,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	228,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	34,744,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	2,000,000	同	上	同	上	同	上
計	69,118,000						

第 28 号

平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,475,778 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,859,702
	1 使用料	1,859,702
3 県支出金		1,361,930
	1 県補助金	1,361,930
4 財産収入		2,397,403
	1 財産運用収入	2,221,216
	2 財産売却収入	176,187
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		142,680

	1 基金繰入金	142,680
7 繰越金		12,754
	1 繰越金	12,754
8 諸収入		2,928
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過料	1
	3 雑入	2,367
9 県債		693,380
	1 県債	693,380
歳入合計		6,475,778

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		659,670
	1 管 理 費	659,670
2 事 業 費		2,718,531
	1 事 業 費	2,718,531
3 交 付 金		2,003,004
	1 交 付 金	2,003,004
4 公 債 費		982,119
	1 公 債 費	982,119
5 繰 出 金		111,454
	1 一 般 会 計 繰 出 金	111,454
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000



歳	出	合	計	6,475,778
---	---	---	---	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林費	60,000	普通貸借又は は債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道費	532,000	同上	同上	同上
林道災害復旧費	66,000	同上	同上	同上
借換債	35,380	同上	同上	同上
計	693,380			

第 29 号

平成24年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成24年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 223,357 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		56,318
	1 国庫負担金	56,318
2 財産収入		1,345
	1 財産運用収入	1,345
3 繰入金		84,694
	1 繰入金	84,694
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入合計		223,357

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		223,357
	1 災 害 救 助 費	223,357
歳 出 合 計		223,357

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 30 号

平成24年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成24年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 181,263 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		37,992
	1 繰入金	37,992
2 繰越金		4,101
	1 繰越金	4,101
3 諸収入		65,170
	1 貸付金元利収入	65,166
	2 雑収入	4
4 県債		74,000
	1 県債	74,000
歳入合計		181,263



歲 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉費		181,263
	1 母子寡婦福祉費	181,263
歲 出 合 計		181,263

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金 貸付金	74,000	母子及び寡婦福祉法の 定めるところによる。	無利子	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。
計	74,000			

第 31 号

平成24年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成24年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,329,625 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		1,210,405
	1 繰越金	1,210,405
2 諸収入		2,119,220
	1 貸付金償還金	2,119,218
	2 雑入	2
歳入合計		3,329,625

歲 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化 資金貸付金		3,329,625
	1 中小企業近代化 資金貸付金	3,329,625
歲 出 合 計		3,329,625

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成24年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成24年度から平成32年度まで</p>	<p>借入元本 2,200,000 千円及び自己調達資金 100,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45% 以内（リースにあつては50%以内）</p>
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成24年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成24年度から平成31年度まで</p>	<p>借入元本 1,000,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45%以内（リースにあつては50%以内）</p>

第 32 号

平成24年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成24年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 205,265 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,828
	1 繰入金	7,828
2 繰越金		158,680
	1 繰越金	158,680
3 諸収入		25,757
	1 貸付金償還金	25,657
	2 雑入	100
4 県債		13,000
	1 県債	13,000
歳入合計		205,265



歲 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金 金		205,265
	1 資 金 貸 付 金	205,265
歲 出 合 計		205,265

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金 貸付金	13,000	普通貸借	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	13,000			

第 33 号

平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,800,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		1
	1 繰越金	1
2 諸収入		1,800,357
	1 貸付金元利収入	1,800,357
歳入	合計	1,800,358

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		1,800,358
	1 資 金 貸 付 金	1,800,358
歳 出 合 計		1,800,358



第 34 号

平成24年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成24年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,872,192 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,872,190
	1 県税証紙収入	1,872,190
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
歳入合計		1,872,192



歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		1,872,192
	1 一 般 会 計 繰 出 金	1,872,192
歳 出 合 計		1,872,192



第 35 号

平成24年度山梨県集中管理特別会計予算

平成24年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,390,553 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		74,820
	1 使用料	74,820
2 繰入金		33,792
	1 繰入金	33,792
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		109,281,940
	1 振替収入	109,281,940
歳入	合計	109,390,553

歳 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		28,037
	1 自動車管理費	28,037
2 給与管理費		109,243,193
	1 給与管理費	109,243,193
3 通信管理費		76,000
	1 通信管理費	76,000
4 車両燃料管理費		43,323
	1 車両燃料管理費	43,323
歳 出 合 計		109,390,553



第 36 号

平成24年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成24年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66,398,209 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		32,254,701
	1 繰入金	32,254,701
2 諸収入		34,143,508
	1 貸付金償還金	34,143,508
歳入合計		66,398,209



歳 出

款	項	金 額
1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付 金		66,398,209
	1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付 金	32,255,458
	2 一 般 会 計 繰 出 金	34,142,751
歳 出	合 計	66,398,209



第 37 号

平成24年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成24年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101,440 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		51,612
	1 繰越金	51,612
2 諸収入		49,828
	1 貸付金償還金	49,826
	2 雑入	2
歳入合計		101,440

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,527
	1 資金貸付金	72,527
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		26,513
	1 資金貸付金	26,513
3 林業就業促進資金 貸 付 金		2,400
	1 資金貸付金	2,400
歳 出	合 計	101,440



第 38 号

平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,190,748 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,544,174
	1 負担金	3,544,174
2 県支出金		1,190,034
	1 県補助金	1,190,034
3 繰入金		2,075,522
	1 繰入金	2,075,522
4 繰越金		3,017
	1 繰越金	3,017
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 県債		378,000
	1 県債	378,000



歲 入 合 計	7,190,748
---------	-----------

歲 出

款	項	金 額
1 流域下水道費		5,189,734
	1 流域下水道管理費	3,210,785
	2 流域下水道事業費	1,978,949
2 公 債 費		2,000,014
	1 公 債 費	2,000,014
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出	合 計	7,190,748

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓1号幹線足和田ポンプ場設備工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成25年度	237,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	378,000	普通貸借又は は債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	378,000			

第 39 号

平成24年度山梨県公債管理特別会計予算

平成24年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,916,979 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		73,880
	1 財産運用収入	73,880
2 繰入金		85,079,999
	1 一般会計繰入金	85,079,999
3 県債		15,763,100
	1 県債	15,763,100
歳入合計		100,916,979

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		100,843,099
	1 公 債 費	100,843,099
2 諸 支 出 金		73,880
	1 県債管理基金積立金	73,880
歳 出 合 計		100,916,979

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	15,763,100	普通貸借又は は債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	15,763,100			



第 40 号

平成24年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成24年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 477,577,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益	3,651,859 千円
第 1 項 営 業 収 益	3,618,884 千円
第 2 項 財 務 収 益	12,065 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	20,880 千円
第 4 項 特 別 利 益	30 千円

支 出

第 1 款 電気事業費用	3,406,381 千円
第 1 項 営 業 費 用	3,255,142 千円
第 2 項 財 務 費 用	63,170 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	51,269 千円

第4項 特別損失	31,800 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,572,398 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 61,113 千円、減債積立金 273,677 千円、中小水力発電開発改良積立金 18,000 千円、地域文化振興・環境保全積立金 138,096 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,081,512 千円で補てんするものとする。）。

### 収 入

第1款 資本的収入	84,683 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円
第2項 長期貸付金償還金	84,653 千円
第3項 国庫補助金	10 千円
第4項 工事負担金	10 千円

### 支 出

第1款 資本的支出	1,657,081 千円
第1項 小水力発電所建設費	18,900 千円
第2項 水力発電設備改良費	1,041,952 千円
第3項 業務設備改良費	9,975 千円
第4項 水力発電地点等開発調査費	169,002 千円
第5項 水力発電設備改良調査費	43,575 千円

第6項 企業債償還金 273,677 千円

第7項 繰出金 100,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,009,816 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。



第 41 号

平成24年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成24年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数    | 534 口          |
| (2) 年間総給湯量  | 727,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 1,992 立方メートル   |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	138,206 千円
第 1 項 営業収益	136,530 千円
第 2 項 営業外収益	1,666 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	136,836 千円
第 1 項 営業費用	132,012 千円
第 2 項 営業外費用	3,314 千円

第3項 特別損失 510 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 134,915 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,425 千円、建設改良積立金 108,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 20,490 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 134,925 千円

第1項 温泉事業設備改良費 134,925 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 37,347 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,143千円と定める。





第 42 号

平成24年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成24年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 237,717 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 地域振興事業収益	157,597 千円
第 1 項 営 業 収 益	157,502 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	85 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円

支 出

第 1 款 地域振興事業費用	168,842 千円
第 1 項 営 業 費 用	159,770 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	8,062 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 90,144 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,362 千円及び当年度分損益勘定留保資金 86,782 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	90,154 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	4,500 千円
第2項 他会計借入金償還金	84,654 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間